

有機飼料の格付の表示の様式及び表示の方法

制 定 平成17年10月27日農林水産省告示第1615号
最終改正 平成30年3月29日農林水産省告示第686号

1 表示の様式



- ア Aは、30mm 以上とする。
- イ Bは、Aの2倍とし、Cは、Aの $3 / 10$ とする。
- ウ 飼料の文字の高さは、Cと同じとする。
- エ 認証機関名の文字の高さは、Cと同じとする。
- オ 認証機関名は、略称を記載することができる。

2 表示の方法

容器若しくは包装の一個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付することとする。

最終改正の附則（平成30年3月29日農林水産省告示第686号）抄
平成30年4月1日から施行する。